

第1表

指定要件及び指定申請書一覧表

No.	項目	要件	細目	添付書類等
1	営業所	山口県内に営業所があること。	1 営業所は、営業に適する事務所であり、指定工事店証（新規指定時は除く。）を掲げていること。	1 写真（外観、内部） 2 平面図（工事店規程第3号様式） 3 付近見取図（工事店規程第3号様式）
			2 営業所には電話、机等の設備が備わっていること。	写真
2	設備及び器材	工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。	1 第2表に掲げる設備及び器材を所有し、その置場があり、敷地周辺に第三者が立入りできない構造を有していること。	1 機械器具調書（工事店規程第5号様式） 2 写真
			2 配管材料、便器等の保管に適した置場があり、敷地周辺に第三者が立入りできない構造を有していること。	写真
3	信用	1 営業所の所在が確認できること。		（個人の場合） 1 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
				（法人の場合） 1 登記事項証明書 2 定款の写し 3 代表者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
		2 市町村民税を滞納していないこと。		（個人の場合） 市町村民税及び固定資産税の滞納のないことの証明書
				（法人の場合） 1 代表者 市町村民税及び固定資産税の滞納のないことの証明書 2 法人 法人市町村民税及び固定資産税の滞納のないことの証明書

No.	項目	要件	細目	添付書類等
		3 欠格事項（細目に示す事項）に該当しないこと。	1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合。	1 個人の場合 身分証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。） 2 法人の場合 ①代表者の身分証明書 ②役員は誓約書を提出
			2 責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過していない場合。	誓約書 （工事店規程第2号様式） 様式） 1 個人の場合 本人が該当しないこと。 2 法人の場合 代表者及び役員が該当しないこと。
			3 工事店の指定を取り消された日から2年を経過していない場合。（指定の取消しのときにおける法人の代表者は、個人又は法人の代表者として取消してから2年を経過する日まで、指定工事店の指定を受けることはできない。）	
			4 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合。	
			5 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合。	
4	責任技術者	責任技術者が1人以上専属していること。		1 責任技術者名簿 2 責任技術者証の写し（両面）

No.	項目	要件	細目	添付書類等
				(専属する責任技術者の雇用関係等を証する書類) 1 社会保険の保険金の負担状況のわかるもの(各種健康保険被保険者証。ただし、国民健康保険を除く。) 2 労働保険の保険金の負担状況のわかるもの(雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書) 3 給与支払状況及び所得税源泉徴収状況のわかるもの(賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し等) 1から3までの書類のうちの、いずれか。

- (注) 1 この表は、工事店規程を補完するため、又県内の工事店を同一基準により指定するために設けたもので、指定要件の変更を行うときは県協会と協議することとする。
- 2 店舗の大きさは、工事店規程で指定する様式に記載すること。
- 3 店舗付住宅も指定の対象となる。
- 4 設備及び器材は最低要件を指定するものであり、同等品以上を有すること。
- 5 市町村税の滞納のないことの証明書は、営業所が属する市町村(法人の代表者については住所)のものとする。

第2表

排水設備工事の施工に必要な設備及び器材

No.	種 別	名 称	備 考
1	管切断用機械器具	金切り鋸等	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
2	測量用器具	レベル	
		テープ	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
3	掘削用機械器具	スコップ	
		つるはし	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
4	埋め戻し用機械器具	タンパ	
		上記と同等以上の機能を有するもの	
5	その他排水設備工事に必要な設備及び器材		

第3表

異動届に添付する書類

No.	異動事項	添付書類	備考
1	商号（組織）	登記事項証明書（法人のみ）	
		指定工事店証 専属の責任技術者証	
2	氏名（代表者）	登記事項証明書（法人のみ）	
		指定工事店証	
		代表者の身分証明書 （破産手続開始の決定を受けて復権 を得ないものでないことを証する 書類）	
3	責任技術者の変更	責任技術者証	
4	住居表示の変更	住民票若しくは住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書若しくは登記事項証明書	
		排水設備指定工事店証	
5	電話番号		
6	営業所移転	営業所の平面図	
		付近見取図及び写真	
		登記事項証明書（法人のみ）	
		排水設備指定工事店証	
7	営業所（仮）移転	営業所の平面図	
		付近見取図及び写真	

第4表

排水設備工事責任技術者の業務の禁止及び一時停止等の処分基準

違反項目	無届工事をした場合		条例・規程等に違反した場合
	指定工事店に属さない責任技術者	指定工事店に属する責任技術者	
1回目	文書警告	文書警告	文書注意
2回目	業務の禁止	30日間の業務一時停止	文書警告
3回目	—	180日間の業務一時停止	30日間の業務一時停止
4回目	—	業務の禁止	90日間の業務一時停止
5回目	—	—	180日間の業務一時停止
6回目	—	—	業務の禁止

注1 無届工事とは、条例第5条第1項に違反した工事をいう。

注2 上記に係る様式については、防府市排水設備指定工事店不良行為処分要領に準じて行う。

注3 責任技術者が同一時期に複数の違反行為を行った場合、当該複数の違反行為は1回とみなす。

注4 上記に規定した違反回数は、当該責任技術者の登録の有効期間中加算するものとする。ただし、処分の通知又は処分が終了した日から1年間、当該責任技術者が違反行為を行わなかったときは、当該責任技術者の違反回数は消滅するものとする。

注5 業務の一時停止期間中に違反行為があった場合には、これによる違反回数に応じた処分期間に、当該一時停止期間の残存期間を加算するものとする。

注6 処分を行おうとするときは、あらかじめ聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。

注7 業務の禁止については、その通知をした日から2年間とする。ただし、当該禁止期間中に違反行為があった場合には、さらに処分の残存期間に2年を加算するものとする。

注8 処分の期間が、当該責任技術者の登録の有効期間満了時に継続されるときは、当該処分の残存期間は、継続された登録の有効期間に引き継ぐものとする。